



【貸切バス事業者安全性評価認定制度】にて

三ツ星評価☆☆☆の認定を更新取得しました。

☆認定年月日 2018年12月19日

川崎鶴見臨港バス株式会社は公益社団法人日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、厳しい安全性評価の審査を受け、2016年9月29日に「三ツ星(☆☆☆)」の認定を受けておりましたが、2018年に同認定の更新申請を行ない、再度「三ツ星☆☆☆」の認定を受けました。

弊社は今後も頂いた「三ツ星(☆☆☆)」の評価に慢心することなく、安全方針である「安全の確保が最優先」・「関係法令等の遵守」・「安全管理体制の継続的改善」をもとに、お客さまへの安全を第一として安全対策の向上に取り組み続けるとともに、無事故と親切なサービスの提供をモットーとして今後も努力して参る所存でございます。

貸切バス安全性認定制度とは・・・

2007年に大阪府内で発生した貸切バスの重大事故を契機に、国土交通省や事業者等による「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、その提言をもとに設置された委員会にて2009年11月に報告書が取りまとめられ制度の詳細設定が行われました。

そして、貸切バス事業者の安全に対する取組みを「可視化」する試みとして2011年に、日本バス協会が「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を開始しました。

制度の評価項目は、安全に対する取組み状況、事故や行政処分の状況、運輸安全マネジメントの取組み状況などです。

申請にあたっては、安全に対する取組み状況のほか、事業許可取得後3年以上経過していることや、法令の遵守、過去2年に死傷事故、過去1年に転覆事故、悪質違反による事故が発生していないことなどの厳しい条件を満たさなければなりません。

認定を受けた貸切バス事業者は、バス車両に貼り付け用の「SAFETY BUS」シンボルマークのステッカーが交付されます。

初認定で1ツ星☆。2年ごとに更新申請し、上記、安全に対する取組み状況等により星が追加され、**最高は3ツ星☆☆☆**となります。

貸切バスのご用命は、下記までお気軽にお問い合わせください。

臨港バス運輸部営業課貸切担当 電話番号044(280)3466

以上

安全性評価認定証

認定証番号
18-1376

川崎鶴見臨港バス株式会社 様



貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、
安全性評価認定(★★★)いたしましたことを証明します。

認 定 日 : 2018 年 12 月 19 日

有 効 期 限 : 2020 年 12 月 31 日まで

貸切バス事業者安全性評価認定委員会

公益社団法人 日本バス協会

